

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①建物、建物附属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得をしたものについては定額法によっている。

②リース資産

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超えるリース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

公益財団法人神奈川県福祉協会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、公益財団法人神奈川県福祉協会の退職共済制度の退職金共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

当法人では、社会福祉事業のみの法人のため作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点区分(社会福祉事業)「法人本部」

イ 星の子保育園拠点区分(社会福祉事業)「星の子保育園」

ウ 星の子第2保育園拠点区分(社会福祉事業)「星の子第2保育園」

エ 星の子第3保育園拠点区分(社会福祉事業)「星の子第3保育園」

オ 星の子石垣保育園拠点区分(社会福祉事業)「星の子石垣保育園」

カ 星の子白根保育園拠点区分(社会福祉事業)「星の子白根保育園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	23,452,788	0	0	23,452,788
建物	218,546,158	0	6,668,424	211,877,734
合計	241,998,946	0	6,668,424	235,330,522

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

建物(基本財産)(相原2-10-19)

100,164,775円

定期預金(星の子保育園拠点)

4,500,000円

定期預金(星の子保育園拠点)

7,500,000円

定期預金(星の子保育園拠点)

5,000,000円

定期預金(星の子保育園拠点)

6,000,000円

計

123,164,775円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金

借入金（1年以内返済予定額を含む）（星の子第3保育園拠点） 52,245,000円

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）（星の子保育園拠点） 20,341,903円

計

72,586,903円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	319,805,216	107,927,482	211,877,734
小計	319,805,216	107,927,482	211,877,734
その他の固定資産			
建物	205,926,926	137,662,644	68,264,282
構築物	59,893,556	40,905,257	18,988,299
車輛運搬具	649,326	607,355	41,971
器具及び備品	63,013,954	53,368,692	9,645,262
有形リース資産	42,696,108	29,899,176	12,796,932
小計	372,179,870	262,443,124	109,736,746
合計	691,985,086	370,370,606	321,614,480

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位:円)

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容 役員の兼務等 事業上の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	小星 彰	東京都八王子市堀之内192-27東山68-7		法人理事長		有			役員等長期借入金	10,000,000
役員	小星 彰	東京都八王子市堀之内192-27東山68-7		法人理事長		有	園舎、倉庫賃借料	14,082,000	土地建物賃貸料	14,082,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針
(1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
2. 重要な会計方針の変更
該当なし
3. 採用する退職給付制度
該当なし
4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
(1) 法人本部拠点(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊸))は省略している。
(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊹))は省略している。
5. 基本財産の増減の内容及び金額
該当なし
6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（星の子保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 建物、建物附属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得をしたものについては定額法によっている。

② リース資産

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超えるリース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

公益財団法人神奈川県福祉協会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、公益財団法人神奈川県福祉協会の退職共済制度の退職金共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 星の子保育園拠点（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊾））は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊿））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	23,452,788	0	0	23,452,788
建物	93,044,429	0	3,305,610	89,738,819
合計	116,497,217	0	3,305,610	113,191,607

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

定期預金（星の子保育園拠点）	4,500,000円
定期預金（星の子保育園拠点）	7,500,000円
定期預金（星の子保育園拠点）	5,000,000円
定期預金（星の子保育園拠点）	6,000,000円

計 23,000,000円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）（星の子保育園拠点） 19,239,149円

計 19,239,149円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	166,950,000	77,211,181	89,738,819
小計	166,950,000	77,211,181	89,738,819
その他の固定資産			
建物	94,834,028	70,992,377	23,841,651
構築物	26,256,720	21,486,040	4,770,680
器具及び備品	21,809,079	18,913,112	2,895,967
有形リース資産	31,591,980	21,457,680	10,134,300
小計	174,491,807	132,849,209	41,642,598
合計	341,441,807	210,060,390	131,381,417

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（星の子第2保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 建物、建物附属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得をしたものについては定額法によっている。

② リース資産

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超えるリース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

公益財団法人神奈川県福祉協会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、公益財団法人神奈川県福祉協会の退職共済制度の退職金共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 星の子第2保育園拠点（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊹））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	12,803,538	10,946,181	1,857,357
構築物	6,592,362	5,757,062	835,300
器具及び備品	15,074,573	14,060,194	1,014,379
有形リース資産	11,104,128	8,441,496	2,662,632
小計	45,574,601	39,204,933	6,369,668
合計	45,574,601	39,204,933	6,369,668

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（星の子第3保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 建物、建物附属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得をしたものについては定額法によっている。

② リース資産

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超えるリース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

公益財団法人神奈川県福祉協会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、公益財団法人神奈川県福祉協会の退職共済制度の退職金共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 星の子第3保育園拠点（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊸））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	103,009,997	0	2,845,222	100,164,775
合計	103,009,997	0	2,845,222	100,164,775

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

建物（基本財産）（相原2-10-19）

100,164,775円

計

100,164,775円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）（星の子第3保育園拠点）

52,245,000円

計

52,245,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	129,328,300	29,163,525	100,164,775
小計	129,328,300	29,163,525	100,164,775
その他の固定資産			
建物	76,723,933	49,206,780	27,517,153
構築物	21,545,574	12,837,320	8,708,254
車両運搬具	216,836	216,834	2
器具及び備品	18,820,550	17,419,837	1,400,713
小計	117,306,893	79,680,771	37,626,122
合計	246,635,193	108,844,296	137,790,897

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにする
るために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（星の子石垣保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 建物、建物附属設備、構築物、車両運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得をしたものについては定額法によっている。

② リース資産

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超えるリース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

公益財団法人神奈川県福祉協会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、公益財団法人神奈川県福祉協会の退職共済制度の退職金共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 星の子石垣保育園拠点（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
建物	13,896,647	5,287,283	8,609,364
車両運搬具	314,000	313,998	2
器具及び備品	871,942	638,701	233,241
小計	15,082,589	6,239,982	8,842,607
合計	15,082,589	6,239,982	8,842,607

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（星の子白根保育園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 建物、建物附属設備、構築物、車輛運搬具、器具及び備品

平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得をしたものについては定額法によっている。

② リース資産

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円を超えるリース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 退職給付引当金

公益財団法人神奈川県福祉協会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(4) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、公益財団法人神奈川県福祉協会の退職共済制度の退職金共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 星の子白根保育園拠点（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3（㊸））は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3（㊹））は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	22,491,732	0	517,592	21,974,140
合計	22,491,732	0	517,592	21,974,140

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	23,526,916	1,552,776	21,974,140
小計	23,526,916	1,552,776	21,974,140
その他の固定資産			
建物	7,668,780	1,230,023	6,438,757
構築物	5,498,900	824,835	4,674,065
車輛運搬具	118,490	76,523	41,967
器具及び備品	6,437,810	2,336,848	4,100,962
小計	19,723,980	4,468,229	15,255,751
合計	43,250,896	6,021,005	37,229,891

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし